

## 佐世保工業高等専門学校外国人研究員受入規程

(平成19年6月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外国人研究員の受入れについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「外国人研究員」とは、学術研究の進展と国際交流の促進に寄与するため、本校において研究活動に従事する外国人の研究者（他の定めにより、受け入れる外国人の研究員を除く。）をいう。

(基準)

第3条 外国人研究員は、本校の教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障のない範囲において、次の各号の一に該当する場合に受け入れる。

- 一 特定の教育研究のため、外国人研究員の協力を特に必要とする場合
- 二 前号に掲げるもののほか、外国人研究員との交流を行うことによって学術及び教育の進展に寄与すると校長が認めた場合

(資格)

第4条 外国人研究員は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 外国の大学・高等専門学校・学術研究機関等の教授、准教授、講師、助教若しくは助手又はこれらに相当すると認められる者
- 二 研究上の業績が優れていると認められる者

(期間)

第5条 外国人研究員の受入期間は、原則として1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めたときは、受入期間を延長することができる。

(申請)

第6条 外国人研究員を受け入れようとする学科等の長は、原則として受入期間の2月前までに、外国人研究員受入申請書（別紙様式第1号）を校長に提出する。

(決定)

第7条 校長は、受入れを決定したときは、外国人研究員受入決定通知書（別紙様式第2号）により申請があった学科等の長に通知する。

(変更)

第8条 第5条ただし書の受入期間を延長しようとする学科等の長は、原則として延長期間の1月前までに外国人研究員受入期間延長申請書（別紙様式第3号）を校長に提出する。

(変更の決定)

第9条 校長は、受入期間の延長を決定したときは、外国人研究員受入期間延長決定通知書（別紙様式4号）により申請があった学科等の長に通知する。

(給与等)

第10条 給与、渡航費及び滞在費その他の費用は、原則として支給しない。ただし、競

争的外部資金などにより本校の学術研究の進展及び国際交流の促進のために招聘する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則の定めるところによる。

(施設等の利用)

第11条 外国人研究員は、研究に必要な本校の施設、設備等を利用することができる。

(諸規則の遵守)

第12条 外国人研究員は、本校の諸規則を遵守しなければならない。

(取消し)

第13条 校長は、外国人研究員が前条の遵守事項に違反した場合は、受入れを取り消す。

(事故等による責任)

第14条 校長は、外国人研究員が本校滞在中に本人の故意又は重大な過失により発生した事故等により、傷病の治療を要する場合において、その責を負わない。

(弁償の義務)

第15条 外国人研究員は、本校の施設、設備等を利用し、その責に帰すべき事由により、滅失又は損傷した場合は、その損害について弁償の義務を負う。

(報告)

第16条 外国人研究員は、研究成果を受入（受入期間延長）期間が満了する日までに、外国人研究員研究成果報告書（別紙様式第5号）を校長に提出する。

(証明書等の交付)

第17条 校長は、外国人研究員から証明書等の請求があった場合は、その研究に係る事項等について証明書等を交付する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、外国人研究員の受入れに関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。